

- 麻疹については、診断を行った医師は7日以内に届出をしていただくこととなっておりますが、麻疹に対するより迅速な行政対応に資するため、麻疹を診断（臨床診断を含む）した医師は24時間以内を目処に最寄りの保健所への届出を行っていただけますようお願いします。
- 臨床診断例については、届出後であっても、血清抗体価の測定を実施するとともに、所在地の地方自治体に検体提出し、その結果について最寄りの保健所に報告していただき、検査結果等を総合的に勘案し、麻疹でないと判断された場合は届出の取り下げ等のご協力いただきますようお願いします。

別記様式5-14-3

参考資料2

麻 痒 発 生 届

都道府県知事（保健所設置市・特別区長）殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名

印

（署名又は記名押印のこと）

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地（※）

電話番号（※） () - ()

（※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載）

1 診断（検査）した者（死体）の類型	2 性 別	3 診断時の年齢（0歳は月齢）
・患者（確定例）・感染症死亡者の死体	男・女	歳（か月）

病 型		1.1 感染原因・感染経路・感染地域
1) 麻疹（検査診断例）	2) 麻疹（臨床診断例）	① 感染原因・感染経路（確定・推定）
3) 修飾麻疹（検査診断例）		1) 飛沫・飛沫核感染（感染源となった麻疹患者・状況：（ ））
4) 症状	・発熱（月日出現）・咳・鼻汁・結膜充血・眼脂・コブリック斑・発疹（月日出現）・肺炎・中耳炎・腸炎・クループ・脳炎（急性脳炎の届出もお願いします）・その他（ ）	2) 接触感染（感染源となった麻疹患者・物の種類・状況：（ ））
5) 診断方法	陰性結果を含め実施したもの全て記載して下さい。 (ア) 分離・同定による病原体の検出 検体：咽頭拭い液・血液・髄液・尿・その他（ ） 検体採取日（月日） 結果（陽性・陰性） 遺伝子型：（ ） (イ) 検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 検体：咽頭拭い液・血液・髄液・尿・その他（ ） 検体採取日（月日） 結果（陽性・陰性） 遺伝子型：（ ） (ウ) 血清IgM抗体の検出 検体採取日（月日） 結果（陽性・陰性・判定保留） 抗体価：（ ） (エ) ペア血清での抗体の検出 検体採取日（1回目月日 2回目月日） 抗体価（1回目 2回目） 結果：抗体陽転・抗体価の有意上昇 検査方法：EIA・HI・NT・PA・その他（ ） (オ) その他の検査方法（ ） 検体（ ） 検体採取日（月日） 結果（ ） (カ) 臨床決定（ ）	3) その他（ ） ② 感染地域（確定・推定） 1) 日本国内（都道府県 市区町村） 2) 国外（詳細地域 国 渡航期間（ ）） ③ 麻疹含有ワクチン接種歴 1回目 有（歳）・無・不明 ワクチンの種類（麻疹単抗原・MR・MMR・不明） 接種年月日（S・H 年月日・不明） 製造会社/Lot番号（ / ・不明） 2回目 有（歳）・無・不明 ワクチンの種類（麻疹単抗原・MR・MMR・不明） 接種年月日（S・H 年月日・不明） 製造会社/Lot番号（ / ・不明）
		6) 初診年月日 平成 年 月 日 7) 診断（検査）年月日 平成 年 月 日 8) 感染したと推定される年月日 平成 年 月 日 9) 発病年月日（※） 平成 年 月 日 10) 死亡年月日（※） 平成 年 月 日

（1, 2, 4, 5, 11欄は該当する番号等を○で囲み、3, 6から10欄は年齢、年月日を記入すること。）

（※）欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。

（＊）欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。4, 5欄は、該当するものすべてを記載すること。）

侵襲性髄膜炎菌感染症については、診断を行った医師は7日以内に届出をしていただくこととなっておりますが、患者が共同生活を行っている場合などの侵襲性髄膜炎菌感染症に対するより迅速な行政対応に資するため、侵襲性髄膜炎菌髄膜炎を診断した医師は24時間以内を目処に最寄りの保健所への届出を行っていただくようお願いします。

別記様式5-9-1

侵襲性髄膜炎菌感染症発生届

都道府県知事（保健所設置市・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名

印

(署名又は記名押印のこと)

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地(※)

電話番号(※) () -

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断(検査)した者(死体)の類型
・患者(確定例) ・感染症死亡者の死体

2 性別	3 診断時の年齢(0歳は月齢)
男・女	歳(か月)

4 症 状	11 感染原因・感染経路・感染地域		
	①感染原因・感染経路(確定・推定) 1 飛沫・飛沫核感染(感染源の種類・状況: 2 接触感染(接触した人・物の種類・状況: 3 その他(②感染地域(確定・推定) 1 日本国内(都道府県 市区町村) 2 国外(国 詳細地域 渡航期間) ③共同生活の有無(有・無) 1 学生寮 2 社員寮 3 その他(1 初診年月日 平成 年 月 日 2 診断(検査)(※)年月日 平成 年 月 日 3 感染したと推定される年月日 平成 年 月 日 4 発病年月日(*) 平成 年 月 日 5 死亡年月日(※) 平成 年 月 日		
5 診 断 方 法	①分離・同定による病原体の検出 検体: 髄液・血液 血清群: 未実施・A群・B群・C群・Y群・W-135群・その他()		
	②検体からの直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 検体: 髄液・血液 血清群: 未実施・A群・B群・C群・Y群・W-135群・その他()		
	③他の検査方法() 検体() 結果()		

この届出は診断から7日以内に行つてください

(1, 2, 4, 5, 11欄は該当する番号等を○で囲み、3, 6から10欄は年齢、年月日を記入すること。)

(※)欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。

(*)欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。

4, 5欄は、該当するものすべてを記載すること。)

14-3 麻しん

(1) 定義

麻しんウイルスによる急性熱性発疹性疾患である。

(2) 臨床的特徴

潜伏期は通常10~12日間であり、症状はカタル期(2~4日)には38°C前後の発熱、咳、鼻汁、くしゃみ、結膜充血、眼脂、羞明などであり、熱が下降した頃に頬粘膜にコブリック斑が出現する。発疹期(3~4日)には一度下降した発熱が再び高熱となり(39~40°C)、特有の発疹(小鮮紅色斑が暗紅色丘疹、それらが融合し網目状になる)が出現する。発疹は耳後部、頸部、顔、体幹、上肢、下肢の順に広がる。回復期(7~9日)には解熱し、発疹は消退し、色素沈着を残す。肺炎、中耳炎、クループ、脳炎を合併する場合がある。麻しんウイルスに感染後、数年から十数年以上経過してSSPE(亜急性硬化性全脳炎)を発症する場合がある。

なお、上記症状を十分満たさず、一部症状のみの麻しん(修飾麻しん)もみられることがある。これはワクチンによる免疫が低下してきた者に見られることが多い。

(3) 届出基準

ア 患者(確定例)

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から麻しんが疑われ、かつ、(4)の届出に必要な要件を満たすと診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検査した結果、症状や所見から麻しんが疑われ、かつ、(4)の届出に必要な要件を満たすと診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

(4) 届出のために必要な要件

ア 麻しん(検査診断例)

届出に必要な臨床症状の3つすべてを満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの。

イ 麻しん(臨床診断例)

届出に必要な臨床症状の3つすべてを満たすもの。

ウ 修飾麻しん(検査診断例)

届出に必要な臨床症状の1つ以上を満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの。

届出に必要な臨床症状

ア 麻しんに特徴的な発疹

イ 発熱

ウ 咳嗽、鼻汁、結膜充血などのカタル症状

届出に必要な病原体診断

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	咽頭拭い液、血液、髄液、尿
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	
抗体の検出(IgM抗体の検出、ペア血清での抗体陽転又は抗体価の有意の上昇)	血清

9-1 侵襲性髄膜炎菌感染症

(1) 定義

Neisseria meningitidis による侵襲性感染症のうち、本菌が髄液又は血液から検出された感染症とする。

(2) 臨床的特徴

潜伏期間は2~10日（平均4日）で、発症は突然である。髄膜炎例では、頭痛、発熱、髄膜刺激症状の他、痙攣、意識障害、乳児では大泉門膨隆等を示す。敗血症例では発熱、悪寒、虚脱を呈し、重症化を来すと紫斑の出現、ショック並びにDIC (Waterhouse-Friedrichsen症候群) に進展することがある。本疾患の特徴として、点状出血が眼球結膜や口腔粘膜、皮膚に認められ、また出血斑が体幹や下肢に認められる。

世界各地に散発性又は流行性に発症し、温帯では寒い季節に、熱帯では乾期に多発する。学生寮などで共同生活を行う10代が最もリスクが高いとされているため、特に共同生活をしている例ではアウトブレイクに注意が必要である。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から侵襲性髄膜炎菌感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、侵襲性髄膜炎菌感染症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。特に、患者が学生寮などで共同生活を行っている場合には、早期の対応が望まれる。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、侵襲性髄膜炎菌感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、侵襲性髄膜炎菌感染症により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	髄液、血液
PCR法による病原体の遺伝子の検出	髄液、血液